

「日本建築学会大会学術講演会環境工学委員会 若手優秀発表賞」実施要綱

2014年6月5日 環境工学本委員会決
2016年2月22日 環境工学本委員会決
2018年3月8日 環境工学本委員会決

1. 目的

日本建築学会大会学術講演発表会環境工学部門における、学生、若手研究者等による優れた発表に対し、これを表彰し、環境工学分野における研究活動のさらなる発展に資することを目的とする。

2. 名称

名称は、「〇〇年度日本建築学会大会（〇〇）学術講演会環境工学委員会 若手優秀発表賞」とする。

3. 対象

対象は、日本建築学会正会員（個人）ないし準会員で、年次大会の環境工学部門において発表を行った者（筆頭著者）のうち、30歳未満（発表年度の4月1日現在）の学生、社会人等とする。

過去に、当該表彰を受けたことがある者は、対象外とする。ただし、当該表彰と名称の異なる2014年度と2015年度の「日本建築学会大会学術講演会環境工学委員会 若手優秀発表」顕彰者は、対象者とする。

4. 表彰数

表彰数は、対象となる発表について、10件のうち1件程度を目処とする。

5. 実施主体

実施主体は、環境工学委員会とする。実施に際しては、「日本建築学会大会学術講演会 若手優秀発表賞 実施要領」に基づき、環境工学委員長が学術推進委員会の承認を得て行うものとする。

6. 審査員

審査員は、各運営委員会が依頼した者（司会者1、司会者2、その他）で構成し、対象となる発表について、1件あたり2名以上（30歳以上、共著者以外）で審査する。

7. 審査基準と審査方法

審査基準と審査方法は、公平性を確保した上で各運営委員会が定めることとする。

8. 受賞者の決定

各運営委員会は環境工学本委員会に候補者を推薦し、同委員会の承認を得て受賞者を決定する。

9. 受賞者の公表

審査結果は、環境工学委員長名で、同委員会ホームページ上において、発表者の氏名（共著者は含まない）、所属、論文題目を公表する。

10. 実施要綱の変更と施行

この要綱の変更は環境工学本委員会の議決によって行う。この規定は制定日あるいは改正日から施行する。

以上